6　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、大韓民国から金地金を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと考え、平成29年３月21日（現地時間）、大韓民国所在の仁川国際空港において、ジンエアー221便に搭乗する際、金地金３個（合計約３キログラム）を隠匿携行し、同航空機により、同日午前８時24分頃、福岡市博多区所在の福岡空港に到着し、同日午前８時45分頃、同空港内門司税関福岡空港税関支署入国旅具検査場において、入国に伴う税関検査を受けるに際し、同支署職員に対し、金地金を輸入する事実を秘し、その申告をしないまま同検査場を通過しようとし、もって税関長の許可を受けないで前記金地金３個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である前記金地金３個（課税価格合計13,576,646円）に対する消費税855,200円及び地方消費税230,700円を免れようとしたが、同支署職員によって前記金地金３個を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

平成29年６月26日　福岡地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年７月24日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　福岡地方裁判所
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
3　被告人氏名　大成　牧生
4　公判期日　平成29年８月22日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　平成29年領第1525号　符号１
　　金地金１塊
　　同号　符号５
　　金地金１塊
　　同号　符号９
　　金地金１塊
6　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人は、北平隆らと共謀の上、大韓民国から金地金を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと考え、平成29年３月21日（現地時間）、大韓民国所在の仁川国際空港において、ジンエアー221便に搭乗する際、金地金３個（合計約３キログラム）を隠匿携行し、同航空機により、同日午前８時24分頃、福岡市博多区所在の福岡空港に到着し、同日午前８時40分頃、同空港内門司税関福岡空港税関支署入国旅具検査場において、入国に伴う税関検査を受けるに際し、同支署職員に対し、金地金を輸入する事実を秘し、その申告をしないまま同検査場を通過しようとし、もって税関長の許可を受けないで前記金地金３個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である前記金地金３個（課税価格合計13,576,782円）に対する消費税855,200円及び地方消費税230,700円を免れようとしたが、同支署職員によって前記金地金３個を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

工場財団

東京都港区愛宕二丁目３番１―1705号**伊藤治**の工場財団に栃木県那須郡那珂川町芳井字屋敷前322番地２、322番地５、322番地７、322番地８、栃木県那須郡那珂川町芳井字後山336番地２、336番地８、336番地17、336番地18、337番地８、340番地２、340番地３、341番地３、341番地４、341番地５、341番地６ＳＵＮＮＹの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年６月26日
宇都宮地方法務局大田原支局

東京都渋谷区上原二丁目22番18号（KarinC）**吉川健**の工場財団に栃木県那須郡那珂川町芳井字屋敷前322番地２、322番地５、322番地７、322番地８、栃木県那須郡那珂川町芳井字後山336番地２、336番地17、337番地１、337番地８、340番地１、340番地２、341番地１、341番地４、341番地６ケンソーラージェネレーション６の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年６月26日
宇都宮地方法務局大田原支局

臼杵市大字下ノ江1179番地３**南日本造船株式会社**の工場財団に大分市大字青崎３番地１南日本造船株式会社大在工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年６月26日　大分地方法務局

臼杵市大字下ノ江1179番地３**南日本造船株式会社**の工場財団に臼杵市大字下ノ江字水ヶ浦1179番地３南日本造船株式会社下ノ江工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年６月26日　大分地方法務局

商業登記抹消公告

本店　東京都渋谷区代々木一丁目21番11号ときわビル２階
商号　株式会社タワーコーポレーション

上記に係る千葉地方法務局平成27年３月23日受付第6828号で登記した取締役及び代表取締役の辞任登記は、同時に就任した取締役及び代表取締役の就任登記の抹消により法律で定めた取締役及び代表取締役の員数を欠くこととなり、商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法135条第２項の規定により公告する。

平成29年６月26日　東京法務局渋谷出張所

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　株式会社奥村資産管理事務所（旧商号：マネー・ドクター京都株式会社）
2．住所　京都府城陽市寺田今堀79番地の72
3．代表者の氏名　奥村　幸一
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
　5,000,000円
5．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第374号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年12月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督第二課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年６月26日
近畿財務局長　美並　義人

酒類の地理的表示「山梨」を変更する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第５項の規定に基づき、次のとおり地理的表示を変更したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

平成29年６月26日
国税庁長官　迫田　英典

名　　称	山梨
産地の範囲	山梨県
酒類区分	ぶどう酒
生産基準	（酒類の原料及び製法に関する事項） ・原料 果実に山梨県で収穫されたぶどう（次に掲げる品種に限る。）のみを用いたものであること。 甲州、マスカット・ベーリーA、ブラック・クイーン、ベーリー・アリカントA、デラウェア、交配品種（甲斐ノワール、甲斐ブラン、サンセミヨン、アルモノワール、ビジュノワール、モンドブリエ）、ヴィニフェラ種（シャルドネ、セミヨン、ソーヴィニヨン・ブラン、ピノ・ブラン、メルロ、カベルネ・ソーヴィニヨン、シラー、カベルネ・フラン、ピノ・ノワール、プティ・ヴェルド、シュナン・ブラン、ピノ・グリ、ヴィオニエ、シェンブルガー、リースリング、ゲヴュルツトラミナー、ミュスカデ、サンソー、テンプラニーリョ、マルベック、タナ、アルバリーニョ、サンジョベーゼ、ネッビオーロ、バルベーラ、ピノ・ムニエ、ジンファンデル、ツバイゲルトレーベ、グルナッシュ、カルメネール、プティ・マンサン）